

## ○木島平村住まいづくり促進事業補助金交付要綱

令和3年3月16日告示第44号

### 木島平村住まいづくり促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、木島平村の自然環境や森林資源を活かし、集落環境や景観などと調和しながら、魅力ある農村らしい景観を形成し、高齢者になっても子どもや孫たちと安心して暮らせる住まいづくりを目指して住宅を新築及び増築する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、[木島平村補助金等交付規則\(昭和58年木島平村規則第3号。以下「規則」という。\)](#)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象住宅)

**第2条** 補助の対象となる住宅の要件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 在来軸組み工法による木造住宅で、延べ床面積が70㎡以上、工事費用の合計が50万円以上であること。
- (2) 新築工事の場合については、次に掲げるアからエまでの特徴を備えており、[別表1](#)に掲げる基準内容の加算点数の合計が、満点の7割以上であること。また、増築工事の場合については、[別表1](#)のアからエまでの特徴のうち該当する項目の基準内容中の重点的な取組に配慮するものであること。
  - ア 景観にあった外観の整備
  - イ 安全で安心の住まい
  - ウ 環境に優しい住まい
  - エ 健康に優しい住まい
- (3) 木島平村内(以下「村内」という。)に営業所を有する建設業者又は個人事業者等が施工する工事であること。
- (4) 関係法令を遵守した工事(廃棄物の処理等を含む。)であること。

(補助金の交付対象者)

**第3条** 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 住宅の新築工事をする者(補助金の交付を申請した日(以下「申請日」という。)において、40歳以下の者又は60歳以下の者で20歳以下の子と同居する者)又は自ら居住する村内の住宅で、世帯員の増加により住宅の増築工事をする者
- (2) 申請日の属する年度の3月31日までに工事を完了することができる者
- (3) 本人及び同居の家族(同居を予定する者を含む。)が村税等(前住地等における市町村税等を含む。)を滞納していない者

- (4) 木島平村が交付する住宅の増改築にかかる他の補助金(木島平村Uターン者住宅新築及び増改築支援補助金交付金要綱(令和3年木島平村告示第45号)に基づく補助金を除く。)を受けていない者
- (5) 補助金の交付は、住宅の新築工事及び増築工事を併せ、当該対象住宅につき1回限りとする。

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、新築工事については工事費用の合計金額の10%以内で、100万円を限度とし、増築工事については工事費用の合計金額の10%以内で、75万円を限度とする。ただし、新築及び増築工事において長野県産木材の活用に適合する場合は、工事費用の合計金額の15%以内で、新築工事の場合は150万円を限度とし、増築工事の場合は100万円を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請日において、交付対象者が属する世帯に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、子1人当たり5万円を加算することとし、加算額は15万円を限度とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第2条第2号ウの基準内容の加算点数の合計が7点以上である場合は10万円を加算する。
- 4 補助金に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 補助金は、同一年度内において、対象となる工事が完了した後に交付する。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、木島平村住まいづくり促進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる関係書類を添えて、当該工事を行う1か月前までに村長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算を明らかにする書類
- (2) [別表1](#)の要件を満たしていることの説明書(様式第2号の1又は様式第2号の2)
- (3) 工事の実施場所を示す位置図及び現場写真
- (4) 工事の内容を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図等)
- (5) 工事の実施に係る契約書又は経費の内訳が確認できる見積書の写し
- (6) 申請者が村外居住者の場合は、居住する市区町村税に未納がないことを証明する納税証明書及び世帯全員の住民票の写し(続柄が記載されたもの)
- (7) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

**第6条** 村長は、前条の規定による申請があったときは、申請書等の書類を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付することが適当と認められたときは交付する旨の決定をし、木島平村住まいづくり促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査により補助金を交付することが不相当と認められたときは、交付しない旨の決定をし、その旨を木島平村住まいづくり促進事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(工事の着手及び完了期日)

**第7条** 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の通知を受けた日以降に、工事着手(根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手をいう。)するものとし、申請した年度の3月31日までに工事を完了しなければならない。

(変更及び中止の承認申請)

**第8条** 交付決定者は、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、木島平村住まいづくり促進事業変更(中止)承認申請書(様式第5号)を村長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更が生じないものについては、この限りでない。

2 第6条の規定は、前項の承認について準用する。

(実績報告)

**第9条** 交付決定者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内若しくは当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、木島平村住まいづくり促進事業完了実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 契約書の写し(変更があった場合及び申請時に契約書の添付がない場合)
- (3) 工事写真
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

**第10条** 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、木島平村住まいづくり促進事業補助金確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第11条** 交付決定者は、木島平村住まいづくり促進事業補助金確定通知書を受領後、木島平村住まいづくり促進事業補助金交付請求書(様式第8号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

**第12条** 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請に関し、不正の行為があったとき。

(2) 前号のほか、補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、[規則](#)の定めるところにより返還しなければならない。

(報告、調査及び指示)

**第 13 条** 村長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求めるとともに、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件又は現地調査、他機関への確認等必要な事項を担当職員に指示することができる。

(その他)

**第 14 条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。